

令和2年5月1日

筑波大学の学生の皆さんへ

筑波大学

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う緊急経済支援について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、学生の皆さんは保護者の収入減による仕送りの減少、アルバイト先の休業等による収入の減少、オンライン授業による環境整備の支出の増加等により、経済的にも苦しい状況であると認識しています。

これらを踏まえ、学修や学生生活に影響が出始めている学生の皆さんに対して、緊急的（当面の3ヶ月程度を想定）な経済支援が必要であると判断し、本学独自の支援策を早急に実施いたします。そのために、学生の皆さんには、連休明けに、応募希望と振込口座などの情報を尋ねます。

- 1 **全学群生に対する一定額の支援**（該当者：すべての学群正規生）
学群正規生全員に対して、返還する必要のない支援金を給付します。
- 2 **自宅を離れて居住する学群生に対する一定額の支援**（該当者：一部の日本人学群正規生）
学群正規生（日本人）のうち学生宿舎や民間のアパート等自宅を離れて居住する学生に対して、上記の一定額の支援に加えて、返還する必要のない支援金を給付します。

上記の支援に加えて、**学群正規生**については、学生へのWi-Fi環境に関する調査結果に基づき、オンライン授業への対応が困難と考えられる新入生を中心に、オンライン授業実施に伴う通信環境確保のための通信機器を無料で貸し出します。

また、**学群正規生**のうち家計が急変した者について、入学料および授業料の免除あるいは徴収猶予に関する特別措置を整備いたします。

大学院生（該当者：すべての大学院正規生）については、現在、調査などに基づいて、RA・TA支援経費の拡充などの経済的な支援方策について検討しているところです。また、正規大学院生のうち家計が急変した者について、入学料および授業料の免除あるいは徴収猶予を中心に支援を検討しています。

- 3 **留学生に対する一定額の支援**（該当者：私費留学生の一部）
私費留学生のうちこれまでに授業料免除が必要であった者に対して、返還の必要のない支援金を給付します。
- 4 **すでに卒業・修了した元留学生に対する一定額の支援**（該当者：一部の元留学生）
すでに2020年3月に本学を卒業・修了した留学生のうち、帰国できずにやむをえず日本に滞在を余儀なくされていて、かつ帰国の計画がある者に対して、返還の必要のない支援金を給付します。

上記に加えて、渡日および帰国などが困難な**留学生**および**元留学生**の身分に関する特例措置を整備いたします。

- 5 **すべての学生に対する一時貸付金による支援**（該当者：すべての正規学生）
すべての正規学生（学群、大学院、日本人、留学生を問わない）の皆さんを対象とした一時貸付金による支援を行います。支援に関する詳細は、振込口座情報の調査の際に送ります。

新型コロナウイルスの感染が今後、どのように推移するのか予測はできませんが、大学としては、引き続き学生の経済支援を含む各種の支援方策について検討を行ってまいります。学生の皆さんは、自身が感染しないよう注意を払うとともに、すでに感染していることを想定し、配慮した行動をとるようにお願いいたします。健康に留意し、今、できる限りの勉学に励んでいただければ幸いです。